

平成30年1月26日
四国電力株式会社

伊方発電所3号機の地震時における燃料被覆管の放射性物質の閉じ込め機能に係る原子炉設置変更許可申請について

当社は、本日、伊方発電所3号機の地震時における燃料被覆管の放射性物質の閉じ込め機能に係る原子炉設置変更許可申請書を原子力規制委員会へ提出しました。

これは、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」等の改正に伴い、地震時における燃料被覆管の放射性物質の閉じ込め機能の維持について要求事項が明確化されたことを受け、原子炉設置変更許可申請書に、燃料被覆管についての耐震設計の基本方針などを追加して記載するものです。

なお、本申請により、伊方発電所3号機で使用する燃料集合体の設計変更や設備の改造工事は伴わない予定です。

(注) 燃料被覆管の放射性物質の閉じ込め機能とは、運転に伴い生じる放射性物質が拡散しないよう、燃料被覆管の損傷を防止する機能のこと。

以上